

## 役員給与規程

平成27年4月1日施行  
平成27年9月2日変更  
平成28年3月23日変更  
2021年2月17日

### (総則)

第1条 役員給与については、この規程の定めるところによる。

### (給与)

第2条 役員給与は、常勤役員については、本給、地域手当、通勤手当、特別手当及び勤勉手当とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

### (本給)

第3条 本給の月額、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 理事長 1,151,000円
- 二 理事 921,000円

2 理事長は、前項にかかわらず、職務実績等に応じ、前項各号の額を上限として、本給の月額を個別に定めることができる。

### (地域手当)

第4条 地域手当の月額は、本給に100分の20を乗じて得た額とする。

### (給与の支給日及び支給方法)

第5条 役員給与（特別手当を除く。）の支給日は、毎月20日（その日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日）とする。

2 特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日（日）が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に支給する。

3 役員給与は、法令等に基づきその役員給与から控除すべき金額を控除し、その残額を直接役員に支給する。

### (新規に役員となった者及び役員でなくなった者の給与)

第6条 新たに役員となった者には、その日から給与（特別手当を除く。以下この条において同じ。）を支給する。

- 2 役員が離職し、又は解任されたときは、その日まで給与を支給する。ただし、役員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。
- 3 前2項の規定により支給する場合（前項ただし書きの規定により給与を支給する場合を除く。）であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与の額（通勤手当を除く。）は、その月の総日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割により計算する。

（通勤手当）

第7条 通勤手当は、職員給与規程の規定により支給する。

（特別手当）

第8条 特別手当は、6月1日、及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する役員に対し、支給する。当該基準日前1か月以内に離職し、又は死亡した役員についても同様とする。

- 2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在）において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の67.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

- 一 6か月 100分の100
- 二 5か月以上6か月未満 100分の80
- 三 3か月以上5か月未満 100分の60
- 四 3か月未満 100分の30

- 3 国等の職員が本機関の常勤役員となった場合、又は本機関の職員が本機関の常勤役員となった場合において、この者に対して特別手当を支給するときは、特別手当の額の算定にあたって、国等の職員として在職した期間又は本機関において職員として在職した期間について、本機関の常勤役員として在職した期間とみなす。ただし、特別手当の対象となる期間に関し、国等又は本機関から特別手当その他これに類する手当の支給を受けている場合はこの限りでない。

(勤勉手当)

第9条 勤勉手当は、常勤の役員に対し半年毎に支給するものとし、支給条件等は理事会が別に定める。

(非常勤役員手当)

第10条 非常勤役員手当の月額は、次に定める額とする。

監事 220,200円

(端数の処理)

第11条 この規程の各条項により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成27年9月2日)

この規程は、平成27年9月2日から施行し、平成27年7月1日に遡って適用する。

附則(平成28年3月23日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年3月23日から施行し、平成27年4月1日に遡って適用する。

(地域手当に関する特例)

第2条 平成27年度中に支給する地域手当に関する第4条の規定の適用については、同条中「100分の20」とあるのを「100分の18.5」と読み替えて適用する。

附則(2021年2月17日)

(施行期日)

第1条 この規程は、2021年2月17日から施行し、2020年4月1日に遡って適用する。

(特別手当に関する特例)

第2条 2020年6月に支給する特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の67.5」とあるのを「100分の70」と読み替えて適用する。

2. 2020年12月に支給する特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の67.5」とあるのを「100分の65」と読み替えて適用する。